

重要事項説明書

利用者に対する訪問看護の提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は以下の通りです。

1 事業者概要

事業者名称	株式会社コノマチ
所在地	東京都葛飾区青戸 1-2-16
法人種別	株式会社
代表者名	重本誠之（代表取締役）
電話番号	03-5680-8383

2 事業所の概要

（事業者が有する介護保険法に基づき東京都知事から受けている指定）

事業所名称	青戸訪問看護ステーション
介護保険指定番号	東京都 第 1362290361 号
所在地	東京都葛飾区青戸 6-6-22-201 グリーンパーク青戸
電話番号	03-6662-5092 （緊急時は別記緊急携帯へ）
管理者	重本誠之
営業時間	毎週月曜日～土曜日 8 時 30 分～17 時 30 分（祝日及び年末年始を除く）ただし、緊急時は 365 日 24 時間、対応いたします。
提供する介護保険法上の 居宅サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
サービス提供地域	東京都葛飾区：青戸、奥戸、お花茶屋、金町、鎌倉、亀有、柴又、白鳥、高砂、宝町、立石、新宿、西亀有、東金町、東立石、東堀切、細田、堀切、四つ木 東京都足立区：中川 （上記以外の地域へのサービスの提供は見合わせる場合があります）

3 事業の目的と運営方針

（1）事業の目的

居宅等において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

（2）事業の運営方針

- ・事業者の看護師とその他の従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限り利用者がその居宅等において、その有する能力に応じ心身の機能の維持回復を目指し、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援します。
- ・事業の実施にあたり、関係市区町村、居宅介護支援事業所をはじめとする地域の保健・医療・福祉機関と密接な連

携を図りながら総合的なサービスの提供に努め、求められたときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

・感染症対策の強化、感染症・災害発生時の業務継続、高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化の推進への取り組みを実施します。

「虐待の防止のための措置に関する事項」

責任者：重本誠之（管理者）

従業者への研修方法：利用者への対応状況を定期的に検討、新規採用時は必ず研修実施

研修計画：専門委員会を開催、外部講師の招へいや研修開催を検討

虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合：速やかに責任者へ報告し対応（事業所交替、サービス終了、区への通報等）を検討

4、事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1 名	
看護師	5 名	
その他		1 名

5 利用料

(1) 利用料の定め

利用者は、事業者に対して、事業者が提供したサービスに応じて、別紙「青戸訪問看護ステーション運営規程別紙料金表」に定める料金を支払います。

(2) 利用料の請求と支払期日

事業者は、毎月、利用者の当月分の利用料を集計して、翌月 10 日頃に、利用者に対し当月分の利用料の支払いを請求します。

利用者は、当月分の利用料を、翌月末日までに支払います。

例 令和 6 年 1 月（当月）のご利用分について

利用期間	令和 6 年 1 月 1 日～1 月 31 日（当月初日～末日）
請求書の発行	令和 6 年 2 月 10 日頃（翌月 10 日頃）
支払期限	令和 6 年 2 月末日（翌月末日）

(3) 利用料の支払方法

利用料の支払いは、事業者の看護師や従業員に対する直接払いか、請求書記載の事業者の銀行口座への振込、指定業者を利用した銀行引き落としの方法によります。利用料の支払いが銀行口座への振込の方法による場合、振込にかかる手数料は、利用者に負担いただきます。引き落としを希望された場合、手続き終了までの対応は個別に相談するものとします。

6 サービスのキャンセル

利用者は、事業者に対して、予定されているサービスにつき、別紙「青戸訪問看護ステーション運営規程別紙料金表」に定める時期までに通知をすることにより、利用料を負担することなくサービスの利用を中止することができます。

7 緊急時の対応の方法

事業者は、サービス提供中に、利用者の体調の急変などが生じた場合は、事前の協議に基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

8 事故発生時の対応

事業者は、利用者に、事故が発生した場合は、速やかに家族、主治医、介護支援専門員、居住する市区町村等に連絡を行うと共に、報告し必要な処置を講じます。また、事故の状況及び実施した処置について記録し、事故発生から2年間保存します。

9 損害賠償

事業者は、訪問看護の提供に伴い、利用者またはその家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかに損害を賠償します。ただし、損害の賠償について、事業者の契約する賠償責任保険による場合には、事業者の契約保険会社が損害の賠償を行います。

10 苦情相談窓口

①当事業所の苦情相談窓口

青戸訪問看護ステーション 担当者 重本誠之 03-6662-5092

②その他の外部苦情相談窓口

葛飾区 福祉部福祉管理課企画係 03-5654-8243

足立区 介護保険課事業者指導係 03-3880-5746

東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口 03-6238-0177

11 暴力への対応

利用者または利用者の家族等から暴力・暴言等があった場合、事業者は、利用者とともに事業者の従業員の人権を守る観点から、サービスの提供を中止する場合があります。

12 災害時の対応

積雪・暴風雨・水害・震度5程度の地震や区の防災避難勧告が出た場合等、やむを得ない状況時は通常のサービスが行えないことがあります。この場合、通信障害等により事業者からの連絡も不可能な場合がありますので、あらかじめご了承ください。

13 感染症対策の強化への取り組み

感染症対策をより推進する観点から、感染症の発生又はその蔓延を防止するための措置として、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練（シミュレーション）を実施しています。

1 4 感染症・災害発生時の業務継続への取り組み

感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、感染症と災害の業務継続計画を策定し、研修、訓練（シミュレーション）を実施しています。

1 5 高齢者虐待防止への取り組み

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置として、委員会の開催、指針の整備、研修、担当者の設置を実施しています。

運営規定には「虐待の防止のための措置に関する事項」として組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を定めています。

1 6 身体的拘束等の適正化の推進への取り組み

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しています。